

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。
 引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の
 社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるもの
 とされています。

西都市の令和5年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 380,727 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	58,266	7,028	51,238	8,037
		身体障害者福祉費	17,226	12,919	4,307	676
		知的障害者福祉費	72,000	36,000	36,000	5,647
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	419,542	278,371	141,171	22,144
		障害者自立支援費	872,232	647,939	224,293	35,182
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,837,516	1,701,877	135,639	21,276
		児童福祉施設費	142,625	0	142,625	22,372
		児童措置費	893,795	626,735	267,060	41,891
	生活保護費	生活保護総務費	68,238	1,660	66,578	10,443
		扶助費	718,000	551,606	166,394	26,100
	小 計		5,099,440	3,864,135	1,235,305	193,768
社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	332,169	195,413	136,756	21,451
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	560,342	51,624	508,718	79,797
		後期高齢者医療費	563,253	109,004	454,249	71,253
	小 計		1,455,764	356,041	1,099,723	172,501
保健衛生	保健衛生費	予防費	102,024	98,600	3,424	537
		保健活動費	27,190	25,200	1,990	312
		健康増進費	56,921	54,704	2,217	348
		地域医療対策費	84,536	0	84,536	13,260
	小 計		270,671	178,504	92,167	14,457
合 計		6,825,875	4,398,680	2,427,195	380,727	